

大阪市立北区民センター・
大阪市立大淀コミュニティセンター
指定管理運営業務仕様書

令和 7 年 6 月

大阪市北区役所

【目次】

1	趣旨	1
2	施設の概要	1
3	大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンターに関する業務	1
4	利用料金等	6
5	市が指定管理者に支払う経費	7
6	自主事業等	7
7	計画・報告	8
8	その他	8

大阪市立北区民センター・
大阪市立大淀コミュニティセンター
管理運営業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、大阪市区役所附設会館（以下「会館」という。）の指定管理運営に関する業務の内容及びその範囲について定めることを目的とする。

2 施設の概要

大阪市では、昭和 40 年に「大阪市区役所附設会館条例」（以下「会館条例」という。）を制定し、コミュニティ活動の振興並びに市民の福祉の増進に資するため、会館を設置している。

会館は、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれる街づくりの推進に寄与することを目的としている。

そのような状況において、大阪市立北区民センターは、平成元年に供用を開始しており、延べ床面積 2,748.24 平方メートル、鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階建・地下 1 階建（地下は有料駐車場）、ホール 1 室、諸室としての集会室 8 室等を備えた施設であり、令和 5 年度の年間の利用率は 87.1% である。また、大阪市立大淀コミュニティセンターは、昭和 59 年に供用を開始しており、延べ床面積 2,310.55 平方メートル、鉄筋コンクリート造 4 階建、ホール 1 室、諸室としての集会室 8 室等を備えた施設であり、令和 5 年度の年間の利用率は 66.95% である。大阪市立北図書館との複合施設であり、それぞれ多くの利用者があり広く区民に利用されている施設であり、円滑な施設運営のためには、それぞれの施設との日常的な情報交換などが不可欠である。

大阪市立北区民センター、大阪市立大淀コミュニティセンター、いずれの施設も地域団体の活動の拠点になっているとともに、企業等による各種イベントにも活用されているなど、非常に重要な施設である。

3 大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンターに関する業務

会館条例第 3 条に規定する事業に関し、次のとおり実施すること。

※指定管理者自身が実施しなければならない業務や第三者委託については、指定管理業務の基準 1 (2) ※を参照すること。

ア 地域のコミュニティ振興に寄与する事業

会館においては、その設置趣旨から会館において行われるべき業務が会館条例第3条によって次のとおり定められている。

第3条 会館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) コミュニティづくりに関する普及啓発
- (2) コミュニティづくりに関する情報の収集及び提供
- (3) 市民の集会その他各種行事の場の提供
- (4) その他市長が必要と認める事業

会館条例の趣旨を達成するため、指定管理者はコミュニティづくりに関する普及啓発、情報の収集及び提供等に取り組むこと。また、ホールや集会室を活用し、地域コミュニティをキーワードに、地域活動協議会をはじめ、区世帯数の約9割を占めるマンション棟のコミュニティ活性化に資するセミナーやイベントを1回2時間程度、年間5回程度実施すること。

イ 施設の管理・運営に関する業務

(ア) 年間（事業）計画策定

指定管理者は、①管理運営の体制、②事業の概要及び実施する時期、③管理運営に要する経費の総額及び内訳等を記載した年間事業計画書を作成し、大阪市の承認を受けること。

(イ) 施設及び駐車（駐輪）場の管理運営（大阪市立北区民センター有料駐車場部分を除く）

(ウ) 警備保安業務

(エ) 防火管理業務

本施設は不特定多数の人が出入りする施設であり、甲種防火対象物の防火管理者を必ず配置すること。

(オ) 利用者の安全確保及び防災並びに事故等の緊急非常事態への対応業務

指定管理者において非常災害時及び事故時等の対応マニュアルを作成するとともに、大阪市立北区民センターは、北区における自主避難所や災害時避難所、ボランティアセンターに、大阪市立大淀コミュニティセンターは、北区における自主避難所や遺体仮収容（安置）所になっているため、本市と日常的に連携を図り、必要な協力を行うこと。

なお、マニュアルについては、大阪市が定めた「大阪市地域防災計画」「指定管理者災害対応の手引き」等を踏まえて作成すること。

また、本施設は、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に指定されており、特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するため、施設の開放措置など対応するとともに、大規模な災害や新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）感染拡大防止への対応のため、避難スペースを必要とする事態が生じた場合において、本市から臨時の避難所として可能なス

ースを提供するよう協力依頼があった場合は協力すること。

(カ) 複合施設等としての管理業務及び調整業務

大阪市立北区民センターは北区役所との併設施設、大阪市立大淀コミュニティセンターは大阪市立北図書館との複合施設である。複合施設等を使用・管理するものとして、施設の運営等に際して共同して管理を行うなど他施設と十分調整を図り、施設運営に遺漏のないようにすること。なお、大阪市立大淀コミュニティセンターの管理区分については、「複合施設の維持管理に関する協定書」に定めるとおりとする。

(キ) その他の業務

- ・業務上必要な人員（臨時的な要員等を含む）の配置、管理、指導、研修及び給与等の支払い
- ・大阪市ほか関係官公庁、機関への各種申請、報告、連絡調整
- ・本件指定管理業務にかかる金銭、物品の出納及び収支精算

※大阪市が指定管理者に貸与する物品は別紙「貸与備品一覧」のとおりとする。

- ・労働安全衛生推進業務
- ・災害時等の利用者の安全確保及び施設状況の確認、区との連絡調整
- ・ホームページの開設業務

会館の管理運営にあたり、会館のホームページを開設し、施設や事業を紹介すること。なお、ホームページを運用するために必要なサーバ等については指定管理者で用意するとともに、セキュリティについては細心の注意を払い、リスクに対処すること。

- ・その他施設の良好な維持管理に必要な業務

ウ 建物及び附属設備の維持保全業務

(ア) 清掃等

- ・常に施設の環境を良好に維持すること。
- ・日常清掃（毎日）、定期清掃（年4回）を実施すること。
- ・植栽等環境整備
- ・廃棄物処理
- ・害虫等駆除

(イ) 維持保全業務

- ・常に建物及び附属設備の維持保全に留意し、日常点検を行うこと。
- ・施設運営に必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充、交換等を行うこと。
- ・省電力化への対応に関する電球等の交換は指定管理者が行うこと。
- ・サービスの提供に伴って生じた、建物及び附属設備の軽微な損傷等の修

繕は指定管理者が行うこと。

- ・指定管理者の管理の瑕疵により生じた損傷等については、指定管理者の負担とする。
- ・上記のほか、建物及び附属設備の修繕については、大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンター指定管理者募集要項（以下、募集要項という。）6「リスク分担」のとおりとする。
※募集要項別紙「修繕必要箇所一覧」を参照すること。
- ・開館時間外に、建物及び附属設備の補修等工事への立ち合いを求める場合がある。
- ・大阪市立大淀コミュニティセンターは、大阪市立北図書館との複合施設となっており、共用部分に関する作業については、北区役所と教育委員会事務局で取り交わしている「複合施設の維持管理に関する協定書」に基づき費用を按分しており、専有部分については各所属において対応することとしている。その按分割合は大阪市立大淀コミュニティセンター：大阪市立北図書館=73.6%：26.4%である。

（ウ）施設、設備・機器等の各種点検

- ・各種点検については、保守点検等にかかる負担区分に応じ、指定管理者が実施すること。また、点検時に修繕対応が可能である軽微な内容（部品交換など）については、点検時に対応すること。
- ・点検において不具合が生じている場合は、判明後、速やかに報告書（写）、写真などにより、大阪市へ報告すること。
※別表「保守点検等にかかる負担区分」を参照すること。（会館の自家用電気工作物の保安業務は、大阪市が選任する電気主任技術者の指示のもとに行うものとする。）
- ・日常点検は「市設建築物 日常点検ハンドブック」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000396206.html>) を踏まえて適切に実施し、記録すること。

エ 施設貸館運営及び利用料金等の収入・還付に関する業務

（ア）施設の利用申込の手続き・利用方法諸手続きの説明

- ・施設利用に関する管理は、市の指定する施設管理システムを使用すること。
- ・施設管理システムに関する保守等は大阪市が行い、その費用を負担する。
- ・指定期間中に、システムの再構築が発生し、現行システムから使用方法等が変更される場合は、システムの移行に当たり、データの引継作業に協力するとともに、システム操作研修に参加すること。また、市と連携し、利用者へ支障をきたさないよう対応すること。

- ・利用申込の受付については、利用者の利便性向上の観点から、できる限り多様な方法で受付を行うこと。
- ・利用申込方法等については、ホームページ等で分かりやすく案内するとともに、窓口や電話での問い合わせにも丁寧に対応すること。

(イ) 施設の利用許可書（使用許可書）の交付業務

- ・施設の利用を許可する際には、許可書を交付し、利用条件等を適切に伝えること。

(ウ) 利用料金等の収入に関する業務

- ・施設利用にかかる料金の徴収については、過剰な予約を抑制して他の利用希望者の利用を妨げないようにするという制度趣旨を踏まえつつ、利用者に混乱をきたさない範囲内で、申込日から徴収日までの期間を設定すること。また、利用者の利便性を高め利用促進につながるよう、時勢に応じて効率的な手法を導入すること。
- ・利用料金を集計し、毎月1回報告を行うこと。ただし、運用状況等により報告の頻度を見直す場合がある。

(エ) 施設の利用キャンセルの受付・利用料金等の還付業務

- ・施設利用にかかるキャンセルの受付・利用料金等の還付業務においては、会館条例及び同施行規則（以下、「施行規則」という。）に定めるところにより実施すること。

(オ) 利用者に貸し出す附属設備の管理、貸出、点検、補修指示等の業務

- ・拡声装置、調光設備等、利用者に貸し出す附属設備を適切に管理し、利用者のニーズに応じ的確な貸出を行うこと。
- ・附属設備の返却時には、破損等がないか確認すること。利用者の故意・過失により破損した場合は、補修にかかる経費負担を求めるこ。

(カ) その他円滑な貸館運営に必要な業務

オ その他の業務

- ・指定期間開始前の引継業務
- ・指定期間終了に当たっての引継業務
- ・大阪市からの指示に基づく資料等作成業務
- ・施設の集客促進業務
- ・指定管理者の自己点検
- ・本施設への視察、見学者（団体）等への案内・対応業務
- ・大阪市の他の相談事業を行う際の場所の提供等の協力業務
- ・その他大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンターの管理運営に関して、大阪市が必要と認める業務

4 利用料金等

ア 利用料金

大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンターの施設の管理運営にあたっては、利用料金制を採用する。

(ア) 利用料金の基準・決定

- ・大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンターでは施設利用にかかる料金が指定管理者の収入となる利用料金制を採用する。
- ・施設の利用料金の上限額は、会館条例に定める範囲とする。
- ・附属設備の利用料金の上限額は、施行規則に定める範囲とする。
- ・入場料その他これに類する料金の徴収については、別添1「入場料その他これに類する料金の徴収」を参照すること。
- ・利用料金の設定の決定には、大阪市の承認が必要である。

(イ) 優先団体及び減免団体に関する取扱い

- ・本施設は、区における地域コミュニティの振興を目的として設置された施設であり、その目的に沿った活動を行うと区が認める団体が行う事業については、利用料金の減免を行うこと。
- ・優先利用については、「大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンター使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱」に基づき運用を行うこと。
- ・減免については、「大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱」及び「北区役所附設会館利用料金減免規程」に基づき利用料金の減免を行うこと。

イ 利用料金等収入の管理口座

指定管理業務（6の自主事業等を含む。）にかかる収入及び支出は、法人自身の口座とは区別し、専用の独立した口座で管理すること。

ウ 利用料金の引継ぎ

令和12年度以前に利用者から支払われる利用料金のうち、次の指定期間（令和13年度以降）に利用日が到来する利用料金については、預り金として次の指定管理者（令和13年度の指定管理者に指定されるもの）に、次の指定期間が開始するまでに引き継ぐこと。

エ 電子決済への対応

- ・利用料金の収納にはコンビニ収納を導入しており、その対応は必須とする。

コンビニ収納への対応には、利用料金を管理する口座ごとに本市の指定する収納代行事業者と契約をする必要があり、契約にあたっての経費は指定管理者において負担することとする。

コンビニ収納の場合、必要となる経費は次のとおりである。なお、本市により指定期間中にシステムの再構築を実施した場合、必要となる経費が変更となる可能性がある。

システム基本使用料 (口座入金手数料含む)	1,000 円 (月額)
※金額は税抜価格	
※決済手数料は利用者負担とするため、指定管理者において負担は不要。	

5 市が指定管理者に支払う経費

ア 経費の支払い

- ・業務代行料は、提案された収支計画を基本として協定締結時に金額を決定したうえで、会計年度ごとに指定管理者の請求に基づき支払います。支払い時期及び支払い方法については、本市関係規定をふまえた上で協定で定める。

イ その他

- ・利用料金収入等の減少などにより、業務代行料に不足が生じた場合でも、大阪市は原則として補填は行わない。
- ・業務の一部が実施できなくなった場合の取扱いについては、大阪市と指定管理者において協議する。
- ・災害等、不測の事態が発生したことにより、利用者の避難誘導や施設の状況確認等指定管理者が通常行うべき業務以外に、想定外の業務が発生した場合の取扱いについては、大阪市と指定管理者において協議する。

6 自主事業等

指定管理者は、大阪市区役所附設会館における空き施設を利用して、施設の設置目的に沿った自らが企画した事業（以下「自主事業」という。）を行うことができる。指定管理者が行う自主事業については、次の要件を満たすものでなければならない。なお、自主事業を実施するにあたっては、本市の事前承認を得ること。

ア 指定管理者が企画・実施する事業であること。

イ 事業の目的が大阪市区役所附設会館の設置目的内であること。

ウ 大阪市区役所附設会館で実施されること。

エ 指定管理者の自主採算であること。

第3章において記述している「会館条例第3条に規定する事業」は前述のとおり、大阪市区役所附設会館の指定管理者として本来行うべき目的事業であり、自主事業とは異なるものである。そのため、会計処理などは目的事業と自主事業とは明確に区分するものとする。

自主事業は、指定管理者が施設の有効活用の観点から、大阪市区役所附設会館内において、空き施設を活用して施設の設置趣旨に沿った事業を実施するものであり、収益を上げても問題ないが、一般の利用者の利用を妨げるものであってはならず、また自主事業として区分されるためには、施設の設置趣旨に沿った活動でなければならない。

指定管理者が減免団体に指定されている場合、自主事業において会館を利用する場合の減免対象となる事業は本市が示す要綱に定められている「コミュニティ活動の振興に関する事業のため使用するとき」に限定されることに留意すること。

なお、大阪市立北区民センター及び大阪市立大淀コミュニティセンターに現在設置している自動販売機については、大阪市北区役所が目的外使用許可により設置業者を公募し決定しており、当該設置場所については、指定管理業務において使用ができないため、留意すること。

7 計画・報告

ア 每年度、本仕様書及び提案に基づく本業務に関する実施計画書を作成し、大阪市の承認を得たのち、計画的に本業務を履行すること。

イ 報告書等の書面をもって、業務の履行状況を大阪市に報告すること。

ウ 前2項に定めるもののほか、大阪市は何時においても指定管理者に対し本業務の履行状況について報告を求めることができる。

8 その他

- ・募集要項、協定、大阪市の指示等は遵守すること。
- ・大阪市の事業の実施又は施設の提供に関して、大阪市より協力依頼があった場合は協力すること。

例) 大阪市からの指示に基づく資料等作成業務

施設運営に係る資料の作成や提出

- ・公的利用における優先利用については、大阪市と調整すること。

例) 施設への視察、見学者・団体等への案内・対応業務

その他、施設の管理運営に関して、関係機関等との連絡調整等大阪市が必要と認める業務

- ・指定管理者は、本業務において本市の事務又は事業を実施する事業者であるこ

とから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮を行うとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的配慮の提供が適切になされるよう従事者向けの研修等を実施すること。

- ・本施設の円滑な運営に当然必要と思われる業務については、本仕様書に特段の定めがない場合においても、善良なる管理者の注意義務を持って行うこと。
- ・天災等による臨時休館等の取扱いについては、別添 2 「天災その他やむを得ない事由があるときの臨時休館等の取扱いについて」を参照すること。

大阪市区役所附設会館条例における「入場料その他これに類する料金の徴収」の取扱いについて

大阪市区役所附設会館条例において、「入場料その他これに類する料金を徴取する場合」の施設使用料については通常料金の1.5倍の料金を徴収することとされており、以下の取り扱いとする。

1 「入場料等徴収」の定義

「入場料その他これに類する料金の徴収」とする範囲としては、「入場料」など利潤を含む金銭のやり取りが行われている利用形態のことを指すと考え、単純なチケット販売の形だけではなく、物品販売等も含めた営利目的の利用も「入場料その他これに類する料金」のうちに含めて考える。

ただし、主催者が会費等を徴収するとしても、テキスト代、材料費など主催者側に利益が上がらず、参加者から徴収した金員が実施に必要な経費と相償する程度のものである場合は、「実費弁償」として割増料金は取らないものとする。

2 確認方法

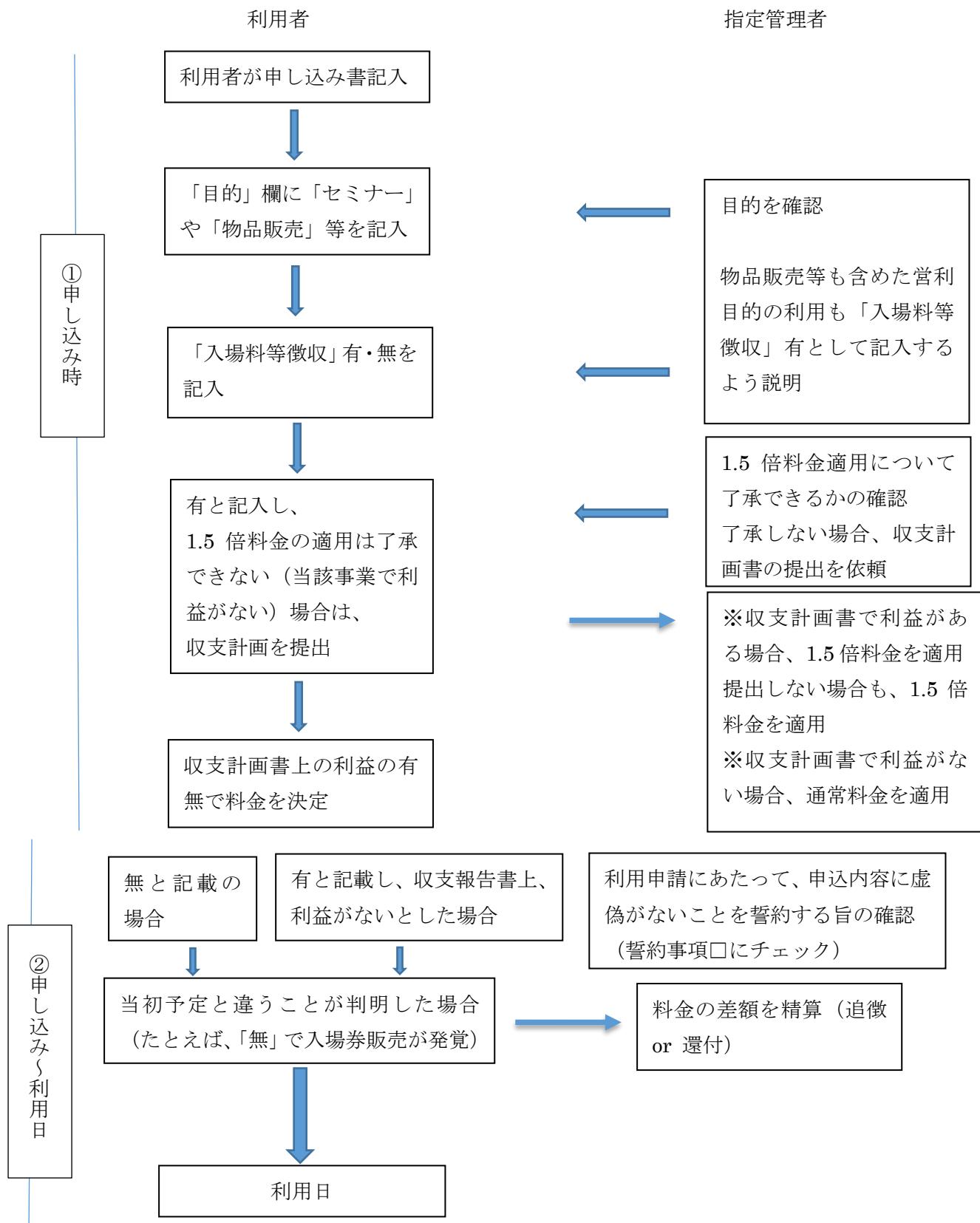
- ・ 主催者が「入場料等徴収」であると認め、割増料金に同意している場合は、割増料金を適用する。→確認は不要

ただし、利用日までに、事情の変更があり、「収支計画書」が提出され、利益があがらないことが確認できた場合は、還付手続きを行う。

- ・ 主催者が「入場料等徴収」であると認めるが、「実費弁償」を主張し、割増料金の適用に同意しない場合は、「収支計画書」の提出を依頼し、「収支計画書」上、利益があがらないことが確認できた場合は、通常料金を適用する。ただし、主催者が、「収支計画書」の提出をしない場合は、割増料金を適用する。
- ・ 「収支計画書」上、利益があがらないことを確認し、通常料金を適用していたが、利用日までに事情の変更があり、利益があがると確認できた場合は、追徴する。

- ※ 利用日後に申請と異なることが判明した場合、現行の条例の定めにおいては、利用日以降における追徴及び還付はできない。
- ※ 主催者が申込時に「入場料等徴収」なしと申請していて、利用日までに、入場券を販売しているなどが判明した場合は、「収支計画書」の提出を求め、利益があがると確認できた際は追徴する。
- ※ 申し込みにあたっては、「□利用者に申込内容に虚偽がないことを誓約する」にチェックをさせておく。

3 窓口での手続きイメージ



天災その他やむを得ない事由があるときの臨時休館等の取扱いについて

大阪市区役所附設会館条例では、天災その他やむを得ない事由があるときは、臨時休館（第4条）又は、供用時間の変更（第5条）ができることになっており、自然災害及び新型インフルエンザ等感染拡大時の取扱いについては次のとおりとする。

1 自然災害への対応

ア 全市的に統一して臨時休館又は供用休止（供用時間の変更）とする場合

- ・以下の場合を想定。

- (1) 市内に特別警報が発令される場合
- (2) 市内に警戒レベル3以上の避難情報が発令される場合
- (3) 大阪市災害対策本部が設置される場合（※「エ」を参照）

- ・ ただちに、臨時休館（全日休館するケース）又は供用休止（休止する時間帯が全日ではなく限られるケース）に移行。
- ・ 使用料は全額還付する。

イ 近畿圏への台風接近に伴い市内に暴風警報が発令される場合

- ・ 府域に強い台風＜府域の予想最大風速（陸上）が30m/s以上（気象庁の階級で「強い台風」相当以上）を目安＞が上陸、あるいは接近する恐れがあるときは、大阪市災害対策本部が設置されることになるので、アの扱い（統一しての臨時休館又は共用休止）とする。
- ・ 強い台風接近のケースを除き、暴風警報が発令される見込みの日の利用については、事前に、利用申請者に連絡を入れ、不要不急の外出及び開催の自粛を呼びかける。利用を取りやめた場合、使用料を全額還付する。どうしても利用したい申請者がいる場合は、使用取消しを行うと損害の保障を求めることが想定されるため、実施に伴う損害等は利用者がすべて負う旨の誓約書をとり、使用させることができる。
- ・ 暴風警報が発令される見込みの日であるかどうかの判断基準は、利用日の2日前の午前11時に大阪管区気象台から発表される「大阪府の早期注意情報（警報級の可能性）」の「暴風の警報級の可能性が〔高〕である場合」とする。
- ・ ただし、区において、台風接近前から暴風警報解除までの間、大阪市区役所附設会館に自主避難場所を設けるなど、区長の判断により必要と認められる場合は、臨時休館（全日休館するケース）又は供用休止（休止する時間帯が全日ではなく限られるケース）にすることとする。その場合は、利用申請者に連絡を入れ、使用できなくなってしまった旨を伝え、使用料を全額還付する。

ウ ア(1)(2)及びイ以外の警報（高潮警報等）が発令される場合及び計画運休が発表される場合

- ・ 区によって影響を受ける状況が大きく異なるため、イの暴風警報の扱いに準じた対応をするかどうかは区長の判断とする。

エ 地域防災計画との関連

- ・ 地域防災計画に基づき大阪市災害対策本部が設置される場合（災害対策警戒本部、情報連絡体制設置は除く）、B C P（業務継続計画）が発動され、大阪市区役所附設会館は、多くが大規模災害時の役割としてはボランティアセンター、災害時避難所、遺体（仮）安置所となっており、この運営に必要な業務はB C P発令時の優先業務と位置づけられるが、通常の貸館業務は一般の市民利用のためのものであり、B C P対応業務ではないため、B C P発動の間、大阪市区役所附設会館については臨時休館とする。
- ・ 使用料は全額還付する。

2 新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）感染拡大防止への対応

ア 本市が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言区域に指定されている場合

【緊急事態措置として大阪市区役所附設会館が施設使用制限要請の対象となっている場合】

- ・ 施設使用制限要請の発動される期間中は、臨時休館とする。
- ・ その間、施設を使用できることを利用申請者に連絡するとともに、使用料は全額還付する。利用申請者が利用を取り下げない場合は、許可取消を行う。
- ・ また、期間中は、新たな申込は受け付けない。

【緊急事態措置として施設使用制限要請が発動されていない場合】

- ・ 利用許可を行っている既予約者に連絡し、外出、イベント開催の自粛が要請されていることを説明し、開催自粛を強く呼びかける。利用を取りやめた場合には、大阪市区役所附設会館については使用料を全額還付する。
- ・ どうしても利用したい申請者がいる場合は、訴訟リスクがあり使用取消しができないため、万全の感染拡大防止対策を講じる旨の誓約書をとり、使用させる。
- ・ また、自粛要請により利用されない日や時間帯・施設については早々に供用休止を行い、新たな申込みは受け付けないようにする。供用休止を行うまでの間、申込みを受け付けた場合は基本、使用不許可（訴訟リスクあり）にする。

イ 市として外出、イベント開催自粛要請が行われている場合（緊急事態宣言は未発出）

- ・ 要請期間中、利用許可を行っている既予約者に連絡し、外出、イベント開催の自粛が要請されていることを説明し、開催自粛を呼びかける。利用を取りやめた場合には大阪市区役所附設会館については使用料を全額還付する。
- ・ どうしても利用したい申請者がいる場合は、使用取消しができない（訴訟リスクあり）ため、万全の感染防止対策を講じる旨の誓約書をとり、使用させる。
- ・ また、新たな申込みについては、開催自粛を呼びかけ極力、申込みを取り下げさせる。申請を受理した場合、感染拡大防止の条件を満たさないものは使用不許可（訴訟リスクあり）にするとともに、感染拡大防止の条件を満たすものに限り、万全の感染拡大防止対策を講じる旨の誓約書をとり、使用させる。
- ・ イベント開催自粛等のより強い要請が行われた場合などには、新たな申込みを受け付けないよう、供用休止への移行も検討する。

仕様書に定める貸館運営業務に付随する大阪市の備品等については、以下のとおりとする。

大阪市立北区民センター貸与備品一覧

名称	個数	設置場所	備考
デスクトップ型パソコン	2 台	事務室	
絵画	1 点		
印刷機	1 台		
カラープリンタ	1 台		
図書用新書書架	2 台		
平行移動書庫	1 台		
ビデオプロジェクター	1 台		
中焦点レンズ	1 個		
プロジェクター設置台	1 台		
AVスイッチャー	1 式		
デジタルワイヤレスチューナー	1 式		
デジタルワイヤレスチューナー	1 式		
デジタルワイヤレスチューナーユニット	3 式		
ワイヤレスアンテナ混合分配器	1 台		
ダイナミックデジタルマイク	6 本		
簡易ステージ	2 台		
金屏風ケース	1 個		
金屏風	1 隻		
演台	1 台		
レクチャー演台	1 台		
司会者用演台	1 台		
花台	1 台		
花瓶	1 個		
緞帳	1 枚		
グランドピアノ他椅子等	1 台		
移動式パネル(木製)	3 台		
簡易ステージ	1 台		
演台	1 台		
アップライトピアノ	1 台		
ホワイトボード	1 台		
レーザーカラオケ	1 台		
金屏風	1 隻		
絵画	1 点		
サイドボード	1 台		
衝立	1 台		
花瓶	1 個		
カーテン	1 枚		
絵画	1 点		
冷蔵庫	1 台		
電子レンジ	1 台		
食器棚	1 台		
絵画	1 点	会議室5・6	
飾棚	1 台		
ついたて	1 台		
コート掛	1 台		
茶道具	1 式		
雑誌架	1 台		
寄付者銘盤	1 台		
記載台	1 台		
かさ入れ袋スタンド	1 台		
受付台	1 台		
展示ケース	1 台		
ロビーチェア	5 脚		
航空写真	1 点		
絵画	1 点		

仕様書に定める貸館運営業務に付随する大阪市の備品等については、以下のとおりとする。

大阪市立大淀コミュニティセンター貸与備品一覧

名称	個数	設置場所	備考
デスクトップ型パソコン	2 台	事務室	
液晶プロジェクター	1 台	交流室	
ワイヤレスアンプ	1 台	倉庫	
折りたたみテーブル	2 台	ホール	
グラウンドピアノ運搬車	1 台		
ホワイトボード	1 台		
衝立	1 台		
パンフレットラック	2 台	ロビー	

保守点検等にかかる負担区分

業務項目	作業、設備の概要	業務基準回数	北区民センター	大淀コミュニティセンター	備 考	(参考) R6負担額
建築基準法に基づく点検業務	建築基準法第12条に基づく法定点検など	-	大阪市	大阪市	大阪市で対応	-
電気工作物保安管理業務	発電設備、直流電源設備など電気設備保安管理業務	-	大阪市	大阪市	大阪市で対応	-
消防用設備等点検業務、防火対象点検業務	消防法第17条の3の3の規定に基づく点検、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づく点検及び報告業務	年2回以上	大阪市	指定管理者	北区民センターは大阪市で対応。 大淀コミュニティセンターは指定管理者にて業務発注を行い、 その費用は北図書館と按分。	大淀コミュニティセンター：¥113,344（税込）
警備保安業務	監視対応業務。閑館時間については、機械警備等により適切な措置を講じること。	通年	指定管理者	指定管理者		北区民センター：¥158,400（税込） 大淀コミュニティセンター：¥158,400（税込）
清掃業務	日常清掃、定期清掃、床面清掃（ワックスかけ）	適宜	指定管理者	指定管理者		北区民センター：¥1,887,600（税込） 大淀コミュニティセンター：¥1,399,200（税込）
業務用消臭器管理業務	トイレ等に設置している消臭器管理業務	適宜	指定管理者	指定管理者		北区民センター：¥825,000（税込）
一般・産業廃棄物運搬処理	一般廃棄物処理・産業廃棄物収集運搬処理業務	週1回以上	指定管理者	指定管理者	大淀コミュニティセンターは指定管理者にて業務発注を行い、 その費用は北図書館と按分。	北区民センター：¥105,600（税込） 大淀コミュニティセンター：¥155,448（税込）
害虫防除業務	害虫防除業務	年1回以上	指定管理者	指定管理者		北区民センター：¥83,600（税込） 大淀コミュニティセンター：¥41,800（税込）
植栽等環境整備業務	剪定・除草を行い、快適な空間を保つこと	年1回以上	-	指定管理者	北区民センターは対象物なし。 大淀コミュニティセンターは指定管理者で業務発注を行い、 その費用は北図書館と按分。	大淀コミュニティセンター：¥170,016（税込）
空調機保守管理業務	空調機等の点検など	年2回以上	指定管理者	-		北区民センター：¥649,000（税込）
冷温水器管理業務	冷温水器の点検など	年2回以上	指定管理者	-		北区民センター：¥598,400（税込）
空調機保守管理業務・冷温水器管理業務	空調機等及び冷温水器の点検など	年2回以上	-	指定管理者		大淀コミュニティセンター：¥572,000（税込）
自動扉保守管理業務	自動扉保守業務	年4回以上	指定管理者	大阪市	大淀コミュニティセンターは指定管理者で業務発注を行い、 その費用は北図書館と按分。	北区民センター：¥155,760（税込） 大淀コミュニティセンター：¥23,397（税込）
舞台設備保守管理業務	舞台吊物設備点検など	年1回以上	指定管理者	指定管理者	大淀コミュニティセンターは指定管理者で業務発注を行い、 その費用は北図書館と按分。	北区民センター：¥77,000（税込） 大淀コミュニティセンター：¥77,000（税込）
エレベーター保守管理業務	昇降機設備の保守業務	月1回以上	指定管理者	大阪市	大淀コミュニティセンターは指定管理者で業務発注を行い、 その費用は北図書館と按分。	北区民センター：¥528,000（税込） 大淀コミュニティセンター：¥539,193（税込）
受水槽及び高架水槽清掃等業務	受水槽及び高架水槽清掃業務、給水設備・揚水ポンプ・警報装置等の点検業務	年1回以上	大阪市	指定管理者	北区民センターは大阪市で対応。 大淀コミュニティセンターは指定管理者で業務発注を行い、 その費用は北図書館と按分。	大淀コミュニティセンター：¥34,813（税込）
簡易専用水道水質検査	簡易専用水道水質検査業務	年1回以上	大阪市	指定管理者	北区民センターは大阪市で対応。 大淀コミュニティセンターは指定管理者で業務発注を行い、 その費用は北図書館と按分。	大淀コミュニティセンター：¥17,600（税込）
施設の修繕補修業務（ピアノ調律を含む）	基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・什器・備品等の補修、更新 ※基幹的な機器等であっても1件あたり100万円未満のものについては、指定管理者の負担（ただし、損傷への対応が緊急に必要でありかつ収支計画における当該年度の修繕費の上限額を超える場合にあっては、大阪市が対応することができる。）。	随時	個別協議	個別協議		
日常点検	「施設建築物日常点検ハンドブック」参照	随時	指定管理者	指定管理者	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000396206.html	

大阪市立大淀コミュニティセンターについては、大阪市立北図書館との共有部分は費用按分をしている。按分率は以下のとおり。

費用按分率：延床面積により按分。大淀コミュニティセンター 73.6%、北図書館 26.4%

※契約担当等については、「複合施設の維持管理に関する協定書」に定めるものであり、協議により変更することができる。